

# 65歳以上の人へ7月12日(金)に発送します 介護保険料納入通知書をご確認ください

【問い合わせ】 介護高齢福祉課 ☎ 26-3939 FAX 26-3950 ✉ kaigo@city.iga.lg.jp



## 今年度から介護保険料が一部変わります

65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料は、3年ごとに見直しを行っています。高齢化が進展し、介護サービスを利用する人が増えると、それに伴って介護保険料も上昇する仕組みで、今回の改定では被保険者の所得等(負担能力)に応じた保険料となるように、介護保険料段階をこれまでの11段階から13段階に変更します。

所得段階	対象者	保険料の割合	年間保険料額	
第1段階	生活保護受給者	基準額×0.285	22,313円	
	本人が市民税非課税	次のいずれかに該当する人 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の前年の合計所得金額(年金所得額を除く)+課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.485	37,971円
第2段階		第1段階に該当せず、本人の前年の合計所得金額(年金所得額を除く)+課税年金収入額の合計が120万円以下の人	基準額×0.685	53,629円
第3段階	世帯に市民税課税者がいる	第1、第2段階に該当しない人	基準額×0.90	70,462円
第4段階		前年の合計所得金額(年金所得額を除く)+課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額	78,291円
第5段階	本人が市民税課税	第4段階に該当しない人	基準額×1.15	90,035円
第6段階		前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.25	97,864円
第7段階		前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の人	基準額×1.50	117,437円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.70	133,095円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額×1.85	144,838円
第10段階		前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×2.00	156,582円
第11段階		前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額×2.20	172,240円
第12段階		前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額×2.40	187,898円
第13段階		前年の合計所得金額が800万円以上の人		

## ◆保険料の納め方

65歳以上の人介護保険料の納付は、年金からの天引き(特別徴収)です。(法律で定まっているため変更できません。)

ただし、次にあてはまる人に限り、納付書または口座振替で納付(普通徴収)となります。

- 老齢・退職年金、遺族年金、障害年金が月額1万5千円未満の人
- 65歳になった直後の人
- 他市町村から転入した直後の人
- 年度当初(4月1日現在)に年金を受給していなかった人
- 年度途中で保険料の所得段階が変更になった人
- ※40～64歳の人の保険料は、加入している医療保険料と一括納付です。

## ◆介護保険負担割合証

介護保険要介護・要支援認定をお持ちの人には、8月1日(休)以降の介護保険サービスを利用する際の自己負担割合を記載した証を、7月下旬に発送します。なお、8月1日時点で介護保険要介護・要支援更新(変更)認定申請中の人は、認定結果に同封します。

## ◆介護保険被保険者証

65歳(第1号被保険者)になる人へ、誕生月(1日生まれの人は誕生月の前月)にピンク色の被保険者証を送ります。



## ◆介護保険負担限度額認定証

現在お持ちの介護保険負担限度額認定証の有効期限は7月31日(休)までです。8月1日(休)以降も引き続き認定が必要な人は、6月下旬に郵送した更新申請書で申請してください。

※この認定証は、介護保険要介護・要支援認定を受け、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院に入所している人、短期入所(ショートステイ)サービスを利用している人の食費・居住費(滞在費)を限度額までに抑え、負担を軽減するものです。

※負担段階を判定する対象所得には、障害年金や遺族年金などの非課税年金も含まれます。

# 後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ

年次更新により8月から被保険者証が変わります。7月中旬から順次簡易書留で郵送しますので、届いたら自己負担割合を確認してください。保険料のご案内も7月中旬ごろ発送しますので、納付方法などをご確認ください。

## ◆被保険者証が変わります

7月中旬に新しい被保険者証を簡易書留で郵送します。

現在の被保険者証(ピンク色)は8月1日以降使用できませんので、ご注意ください。

新しい被保険者証は若草色です。  
【有効期限】 令和7年7月31日



## ◆自己負担割合について

医療機関などを受診し被保険者証を提示した場合の負担割合は次のとおりです。ご自身の負担割合は被保険者証に記載されていますので、確認してください。

- 一般・低所得者 1割
- 一定以上の所得のある人 2割
- 現役並み所得者 3割

## ◆限度額適用認定証などの交付について

入院するときや高額な外来診療を受けるときは、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関などの窓口で提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の人は入院時の食事代も減額されます。

認定証の交付には申請が必要ですので、保険年金課へお問い合わせください。

※現在交付を受けている人で同一証の対象者には、自動更新により7月下旬に認定証を郵送します。

## ◆保険料をご確認ください

7月中旬に保険料額と納付方法の通知を送付します。昨年度と納付方法が変わる場合がありますので、必ず自分の納付方法を確認してください。

## ◆保険料の納付方法

保険料の納付方法は、原則として年金からの天引き(特別徴収)ですが、次の人は納付書または口座振替での納付(普通徴収)となります。

- 年金の受給額が月額18万円未満の場合

○介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の2分の1を超える場合

※年度途中で75歳になる人は資格取得後半年から1年間は納付書払いで、その後、年金天引きに自動的に切り替わります。

## 【特別徴収の人】

年間保険料額の決定通知書をお送りしますので、10月・12月・2月の天引き予定額を確認してください。

## 【普通徴収の人】

年間保険料額の決定通知書と納付書を送付します。

## ◆納付書払いから

### □口座振替に変更できます

□口座振替を希望する金融機関またはウェブで手続きをしてください。75歳になる前まで国民健康保険料が□口座振替でも、後期高齢者医療保険料へは□口座情報は引き継ぎませんので、改めて□口座振替の手続きが必要です。

## 【問い合わせ】

○三重県後期高齢者医療広域連合事業課  
☎059・221・6883 / 6884  
○保険年金課 ☎22・9660 FAX 26・051

✉ hoken@city.iga.lg.jp

